関税法施行規則の一部を改正する省令について

. 目的

国税における電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の改正に伴い、スキャナによる書類の保存が認められ、その保存要件の細目事項について国税と基本的に同様の整備を図るために、関税法施行規則の一部を改正するものである。

. 概要

1 スキャナ保存の対象としない書類

関税関係書類(関税法第7条の9第1項及び第94条第1項により保存義務が課されているもの)のうち、損益計算書などの決算関連書類、輸入取引に関して相手から受け取った契約書、領収書、仕入書、原産地証明書及び自ら作成した発注書その他これらに準ずる書類(金額の記載のあるものは3万円未満のものを除く。)

2 読み取る装置

スキャナ(原稿台と一体となったものに限る。)

- 3 スキャナ保存要件
 - (1) スキャナ入力は速やか又は業務処理経過後、速やかに行う
 - (2) スキャナ入力を行う電子計算機処理システムは、以下のような点を確保していなければならない。

紙に記載されている小さな文字や色が再現できる解像度であること 電子署名がなされていること

タイムスタンプが付されていること

電磁的記録について訂正又は削除を行った場合には確認できること

- (3) その他のスキャナ保存要件として、 カラーディスプレイ及びカラープリンタ 等の備え付け、 検索機能の確保、 関税関係帳簿との相互関連性の確保等、可 視性を確保することも求められている。
- 4 施行日

平成17年4月1日から施行。